

測量等委託業務低入札価格調査事務処理要領

(趣旨及び定義)

- 第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）により行う測量並びに工事の設計及び工事に関する調査の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領において、「工事執行権者」とは、対象業務の監督業務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。
- 3 この要領において、「入札執行権者」とは、対象業務の入札事務を所掌する課長又は公所長をいう。

(対象業務)

- 第2条 低入札価格調査制度を適用する業務（以下「対象業務」という。）は、次のとおりとする。
- (1) 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受けるものに限る。）に付する業務
- (2) 福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領（平成20年1月20日付け20財第2975号 総務部長依命通達）により実施される業務
- (調査基準価格)

- 第3条 低入札価格調査制度における調査を行う基準は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（総合評価方式適用業務にあつては評価値の最も高い者）の入札価格が、別記1の算定方式により算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(入札参加者への周知)

- 第4条 入札執行権者は、本制度の円滑な運用を図るため、当該対象業務の入札公告、入札説明書又は契約の方法及び入札の条件のいずれかにおいて、次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1) 施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用業務であること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表すること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者（総合評価方式適用業務にあつては評価値の最も高い者。以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取に協力すべきこと。
- (6) 調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則17号）第228条及び測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書、建築設計業務委託契約書で規定する契約保証金について、業務委託料の100分の5以上から100分の15以上に引き上げること。
- (7) 調査基準価格を下回って落札した場合は、委託契約書で規定する前払金について、業務委託料の10分の3以内の額から100分の15以内の額に引き下げること。
- (8) 調査基準価格を下回って落札した場合は、共通仕様書（業務委託編）に規定する配置

技術者のうち、管理技術者又は主任技術者は当該業務に専任の者とする。

(9) 第5号から第7号までの規定により変更となった契約条件に対して落札候補者の対応が困難な場合にあっては、落札者決定前に辞退を申し出ることができること。

(入札の執行)

第5条 入札執行権者は、開札したとき直ちに入札書を確認し、調査基準価格を下回った入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行権者は、入札参加者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて、入札を終了するものとする。

3 入札執行権者は、調査基準価格を下回る入札を行った最低価格入札者である落札候補者に対し、別記3に定める調査様式及びその他必要と認める書類の提出を求めるものとする。

(調査の実施)

第6条 入札執行権者は、落札候補者から第5条第3項の規定により提出を求めた調査様式等が提出された場合は、速やかに工事執行権者に送付するものとする。

2 工事執行権者は、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが認められるか否かについて、提出された調査様式等に基づき最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会などにより、速やかに別記2の内容に関して調査を行うものとする。

なお、工事執行権者は、調査の結果について速やかに入札執行権者に通知するものとする。

3 工事執行権者は、前項の調査を行う者を指定し、調査の結果を低入札価格調査票（様式第1号）に記載させるものとする。

(適合した履行がされると認められる場合（総合評価方式を除く）)

第7条 総合評価方式以外の入札を実施した場合において、入札執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、様式第2号により最低価格入札者に対して落札者と決定した旨を通知するとともに、様式第5号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合（総合評価方式を除く）)

第8条 総合評価方式以外の入札を実施した場合において、工事執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査の結果を第6条の規定により作成した低入札価格調査票に参考資料を添付して、予算を主管する課長（以下「予算主管課長」という。）に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは、あらかじめ工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の認定等に関する要綱（平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達。以下「要綱」という。）第7条に規定する地方入札参加条件等審査委員会に諮り、その意見を聞いたうえで、主務課長を経由して行うものとする。

2 前項の報告を受けたときは、予算主管課長は、低入札価格調査票等を入札監理課長に送付するものとする。

3 入札監理課長は、前項の規定による書類の送付を受けたときは、要綱第3条に規定す

る本庁入札参加条件等審査委員会に対し当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが認められるか否かについて諮らなければならない。

- 4 入札監理課長は、前項の審議結果を予算主管課長に通知するものとする。
- 5 予算主管課長は、前項の審議の結果を工事執行権者に通知するものとする。この場合、工事執行権者が公所長であるときは、主務課長を経由して行うものとする。
- 6 工事執行権者は、前項の審議結果を速やかに入札執行権者に通知するものとする。
- 7 入札執行権者は、前項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたものであるときは、最低価格入札者を落札者と決定し前条の規定により関係者に通知するものとする。
- 8 入札執行権者は、第6項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がされないと認めたものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は評価値が最も高い入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合、工事執行権者は、第6条の規定の例により調査を行うものとする。
- 9 入札執行権者は、前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、様式第3号により最低価格入札者に対して落札者としないうえに、様式第4号により次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては様式第5号により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（総合評価方式による場合）

- 第9条 福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領により入札を実施した場合において、第6条の調査の結果、評価値の最も高い者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたときで、同試行要領第4条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、評価値の最も高い者を落札者とするに関して、同試行要領第4条の規定に基づく学識経験者の意見聴取した後、落札者を決定するものとする。
- 2 第6条の調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、工事執行権者は、調査結果を低入札価格調査票（様式第1号）に取りまとめ、同試行要領第7条第2項の規定に基づく技術審査会に審査を求めるものとする。
 - 3 技術審査会は、技術審査会の審査結果を低入札価格調査票（様式第1号）に取りまとめ、工事執行権者に通知するものとする。
 - 4 工事執行権者は、前項の審査結果を踏まえ、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合、入札執行権者に報告しなければならない。
 - 5 当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするに関して、同試行要領第4条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は同試行要領第4条の規定に基づく学識経験者の意見を聴取した後、落札者を決定するものとする。この場合において、他の者のうち評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る入札であった場合には、第6条以降と同様の手続を行うものとする。
 - 6 入札執行権者は、落札者を決定したときは、福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領（平成20年3月28日付け19財第7998号総務部長依命通達）第24条第2項及び第3項の規定に基づき通知するものとする。
 - 7 工事執行権者は、前5項の規定に基づき落札者の決定をしたときは、速やかに、入札

結果（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達。以下「公表要領」という。）3(3)アの規定に基づく書類）に低入札価格調査票（様式第1号）を添えて予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは主務課長に報告し、主務課長が予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。

（低価格入札者の公表）

第10条 工事執行権者は、調査基準価格を下回った入札を行った者について、公表要領による契約締結後に行う公表において、総合評価方式以外の場合は入札（見積）執行調査・入札（契約）結果書（公表要領様式3）の落札額（契約額）欄の余白に「低価格入札」と記載することにより、総合評価方式の場合は総合評価方式入札結果（福島県測量等委託業務総合評価試行要領様式第4号）により公表するものとする。

（契約書について）

第11条 工事執行権者は、調査基準価格を下回り落札者となった者と委託契約を締結する場合には、以下の内容を示すものとする。

(1) この業務における契約保証金は、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書第4条第3項の規定に関わらず、業務委託料の100分の15以上とする。

この場合において、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書第4条第3項及び5項中の「100分の5」とあるのは、「100分の15」に改めるものとする。

(2) この業務における前払金については、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書第34条第1項又は建築設計業務委託契約書第36条第1項の規定にかかわらず、業務委託料の100分の15以内の額とする。

この場合において、測量調査業務委託契約書又は土木設計業務等委託契約書第34条第1項中の「10分の3」とあるのは「100分の15」、同条第3項中の「10分の3」とあるのは「100分の15」、同条第4項中の「10分の4」とあるのは「10分の3」、同条第5項中の「10分4」とあるのは「10分の3」に訂正し、建築設計業務委託契約書第36条第1項中の「10分の3」とあるのは「100分の15」、同条第3項中の「10分の3」とあるのは「100分の15」と、同条第4項中の「10分の4」とあるのは「10分の3」、同条第5項中の「10分4」とあるのは「10分の3」に訂正するものとする。

(3) この業務においては、測量又は調査業務にあつては主任技術者、土木又は建築設計業務にあつては管理技術者を専任の者とするを契約書に示すものとする。

なお、「専任」とは当該業務の全期間にわたって他の業務に従事せず、当該業務にのみ従事することであり、他の業務の主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者、社内審査員のいずれも兼ねることはできないことをいう。

（監督体制等）

第12条 工事執行権者は、調査対象者と契約した委託業務について、受託者が業務の一部を再委託する場合、その内容について意見聴取を行うとともに、低入札価格調査対象業務であることを考慮して、監督業務や検査を実施する等適正な品質の確保に留意するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行することとし、同日以後に入札公告を行った業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に起工するものから適用する。

別記 1

低入札価格調査基準価格を設定する場合に、入札監理課へお問い合わせください。

別記2

低入札価格調査の調査内容

1 留意事項

(1) 低入札価格調査の趣旨

調査基準価格を下回った金額により契約した業務については、品質確保に支障をきたすおそれがあることから、工事執行権者は低入札価格調査（以下「調査」という。）を行い、下記の事項について確認するものとする。

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおれがあると認められる場合には、調査の対象者を失格とする。また、工事執行権者が指定した期限までに資料の提出がない場合も失格とする。

確認事項

- ① その価格により入札した理由
- ② 入札価格の内訳書
- ③ 配置予定技術者の手持ち業務の状況
- ④ 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況
- ⑤ 手持ち機械・設備*の状況
- ⑥ 労務者の確保や配置の内容
- ⑦ 過去に履行した公共工事に関する委託業務名
- ⑧ 経営状況及び信用状況（不渡り有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における受注金額の報告）
- ⑨ その他必要な事項

※「手持ち機械・設備」

測量、調査で外業に使用する機材・設備や設計業務で使用する機器類（パソコン、ソフト等）を指す。

(2) その他

契約締結後において、対象者が調査の際に説明した内容等の履行がなされない場合、虚偽の説明を行ったものとして、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。

別記3

調査様式

- 当該価格で入札した理由書 (委託業務低入調査様式第1号)
- 業務費内訳書 (委託業務低入調査様式第2号)
- 配置予定技術者の手持ち業務の状況 (委託業務低入調査様式第3号)
- 対象業務に関連する企業の手持ち業務の状況 (委託業務低入調査様式第4号)
- 手持ち機械・設備の状況 (委託業務低入調査様式第5号)
- 労務者の確保計画 (委託業務低入調査様式第6号)
- 工種別労務者配置計画 (委託業務低入調査様式第7号)
- 過去に履行した公共工事に係わる委託業務名及び発注者 (委託業務低入調査様式第8号)
- 経営状況及び信用状況 (委託業務低入調査様式第9号)